

発湯監第29号
平成28年2月17日

湯梨浜町長 宮脇正道様

湯梨浜町議会議長 光井哲治様

湯梨浜町代表監査委員 磯江俊二

湯梨浜町監査委員 上野昭二

平成27年度第2回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、平成27年度第2回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査の対象

- (1) 平成27年度上期工事等契約の進捗状況
- (2) 平成27年度町税等滞納整理対策本部の検討状況
- (3) 湯梨浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- (4) マイナンバー通知カードの配布状況
- (5) 私立保育園等に係る保育料の町徴収根拠について
- (6) 学校給食費の滞納整理体制について

II 監査の実施日、場所

平成27年12月21日（月） 監査委員室

III 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、資料審査、聞き取りを行った。

第2 監査結果並びに所見

(1) 平成27年度上期工事等契約の進捗状況について

不適切な事案並びに著しく遅延している事案等は認められず、概ね適切に執行されていると認められた。

(2) 平成27年度町税等滞納整理対策本部の検討状況について

平成27年10月26日開催の、第2回対策会議議事録及び事務局である町民課からの聞き取りにより審査を行った。

それによると、9月議会における当監査委員の「滞納整理対策本部の機能を強化し、個々の困難案件について、対策会議内で議論検討の上、最終処理へのアクションプログラムを決定し、担当課の取組みを監視するような体制にしないと町全体での取組みは進まない。」との指摘に対して、「困難案件については、町全体として、整理本部で一つの課題を全員で解消に向けて前に進めることも必要かと思う。」「該当課長以外は意見をすることが困難な雰囲気になっている。該当課以外のメンバーがサポートや応援ができるよう知恵を出し合い、解決に向かえるように進めて行く必要がある。」等一部には、対策本部の機能強化に向けた必要性の認識を強めたような意見も見受けられるが、依然として滞納整理対策本部の役割は各課が抱えている個別課題案件の報告を受け、未納解消への方向性を共有するのが目的であって、あくまでも具体的な取組みは、当該案件を抱える該当課の責務である。」との意識から抜け切れず、なかなか成果が見えてこない。

しかし、これでは、形式上は、町全体で取り組むような形態を繕っているが、実質的には各課分散対処方式であり、「絶対に解消するんだ!!」という強い意識を持った課が存在しない限り、全く進展しないのではないかと、危惧するところである。

現に、訴訟提起に向けて弁護士と協議中の案件、あるいは権利放棄やむなしとして議案提出手続中の案件等は認められなかった。

いうまでもなく、滞納整理対策本部は、町が全庁的な徴収未納案件の解消をめざして（要綱により、）自ら設置した内部組織であり、あらためて滞納整理対策本部の役割を再検証し、当該要綱を改正してでも、例えば個々の個別案件ごとに、これまでの督促の回数、記録書類の保存状況等を確認して、訴訟提起の是非、あるいは権利放棄議案の提出等、最終方針を確定の上、その行動計画を決定し、該当課の取組みを監視していくなど、本部としての機能強化を検討する必要があるのではないかと強く思うところである。

(3) 湯梨浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

平成27年10月、当町の喫緊の課題である人口減少を克服し、将来の持続的発展可能なまちづくりを進めようとする「湯梨浜町まち・ひと・しごと創生戦略」並びに「湯梨浜町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」が制定された。

これらの計画は、日本全体が「人口減少時代」に突入し、わが町でも近年は、減少傾向となり、このままでは年金や介護、医療保険など社会保障を支える仕組み、あるいは生産年齢人口の減少に伴う経済・産業規模の縮小などが崩壊し、私たちの生活基盤はもとより、地域の存立基盤自体も崩れてしまうという危機から脱却するため、当町の目指すべき人口の将来目標を定め、これの実現に向けて3つの基本目標

- (1) 「活力ある元気なまち」
- (2) 「安心して暮らせるまち」
- (3) 「町民みんなが創るまち」 を設定し、

町政のあらゆる分野で、これまでとは次元の異なる施策を大胆に実施していく。そして、PDCA サイクル（計画策定 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check)、改善 (Action)) により検証・実効性を確保していく。

また、各基本目標に設定された重点戦略、及び数値目標並びに重要業績評価指標 (KPI) の点検・評価を毎年行い、必要に応じて適宜計画の見直しを行うとしている。

ところで、この総合戦略並びに人口ビジョンは、既存の町総合計画と違い、あくまでも将来推計される当町の人口減少を克服することを目指して策定されたものであるが、当該総合戦略に掲げられた「数値目標」や「重要業績評価指標 (KPI)」上の目標値には、「出生数」や「合計特殊出生率」、あるいは「県外からのIJUターン者数」、「若者・子育て世代の移住件数」など人口減少克服に直結する指標もあるものの、「温泉宿泊客数」、「シジミの漁獲量」や「スッポン出荷数」、「海外からのイベント参加国・参加者数」など直接には人口増加に繋がるとは言えない指標も数多く上がっている。

おそらく、温泉宿泊客を増やして旅館従業者の雇用を増加させることにより、町内居住人口を増やしていこう、シジミ漁やスッポン養殖による生産量を増やして、新規に農業・水産業に従事する者の増加を図り、町内居住人口を増やしていこうという趣旨であろうと思われるが、これらの間接的目標・指標値が数多く含まれることに伴い、逆にこの総合戦略の最終目的である人口減少克服の成果、検証の意識が薄められてしまうのではないかと危惧するところでもある。

総合戦略は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間で、実質的な取組みは、平成 28 年度からスタートする。

これらの取組みの成果は、毎年実施され、その都度必要な見直しが実施されることとされているが、一方で人口ビジョンの対象期間は 45 年後の 2060 年（平成 72 年）とされているものの、この中で記されているわが町の人口の将来展望数値との比較検証の実施は特に示されていない。

従って、毎年度の総合戦略の成果検証を行う際には、併せて本来の目的である人口ビジョンとの整合性についても数値化により点検・チェックし、町民にもわかるよう、その方法等について検討する必要があるのではなかろうか。と思うところである。

（４）マイナンバー通知カードの配布状況について

平成 27 年 10 月 1 日から全国的に開始されたマイナンバー通知カードの当町での配付状況は、平成 27 年 12 月 18 日現在、送付通数（世帯数）6,098 件に対し、返戻通数 270 件。このうち、「宛所なし」100 件、「保管期間経過中」159 件、「その他」11 件となっている。ただし、「保管期間経過中」のものうち 93 件については既に再度送付あるいは交付しているため、現在未交付状態のものは 177 件。 $177/6,098=2.9\%$ となっている。

県内でも、鳥取市など都市的地域を中心に返戻通数（世帯数）が多く、話題となっているが、当町では比較的順調に事務処理が進展していることが認められる。ただ、「宛所なし」等の場合には、町で 3 ヶ月保管後、処分せざるを得ないということであり、処分に至るまでには、ち密かつ詳細な調査を実施し、住民サービスの停滞にならないよう配慮する必要がある。

（５）私立保育園等に係る保育料の町徴収根拠について

現在、当町には町立こども園の他、私立保育園（太養保育園）と公立民営こども園（ながせこども園）がある。また、町保育料の滞納額は、平成 26 年度末現在 35 件、4,507 千円となっているが、これらの私立保育園等に係る滞納が約 80%と大きく占めている。

太養保育園は民間経営であるし、ながせこども園も町が設置したこども園ではあるが、町社会福祉協議会が管理を受託して、日々の運営に当たっている。これらの保育園において保育料の滞納があった場合に、なぜ町保育料の滞納となるのか？疑問に思ったので、その根拠について調査したものである。

そもそも、保育園は児童福祉施設であり、公立・私立を問わず認可さえ受ければ誰が設置しても良い。しかし一方で、子育て支援法に基づき、市町村には、共稼ぎ等により保育に欠ける子ども達を保護者に代わって「保

育」を行う義務が課せられている。従って各市町村が、当該市町村内に居住する「保育」が必要なすべての子ども達について「保育」の決定を行った上で、各保護者達は、各々希望する保育園の入園手続を執ることになる。この場合に、私立保育園等に入園する子ども達に係る保育料の徴収は、子育て支援法上は「施設設置者が自ら徴収することが原則」となっているが、同時に「当分の間の経過措置として施設設置者に代わって市町村が徴収することができる」旨の規定が措置されている。

太養保育園は、この経過措置によって町が徴収し、ながせこども園は設置者である町が徴収しているところである。

しかし、日々、子ども達並びに保護者達と接している保育園関係者と違い、町が代わって徴収するためか、他の町立こども園等にも増して私立保育園等の関係スタッフ（経営者、園長、保育士等）の滞納金の関与が低いのではと思われることから、一層の行政との密接な連携・協力が不可欠となる。

町保育料の滞納解消に向けて、これらの私立保育園等の連携協力体制について、あらためて検証してみることも必要であると思うところである。

(6) 学校給食費の滞納整理体制について

平成 26 年末現在の学校給食費の滞納状況は、31 件 2,062 千円となっている。関係職員の努力もあり、近年では滞納件数・金額とも漸減傾向となっているが、この学校給食費滞納は、他の町滞納債権と異なり、直接に給食食材費の減につながるため、影響が大きいところである。確認まではしていないが、他市町村の中には、滞納金相当額を一般会計から補てんしている所もあると迅聞するところでもある。

聞取りによると、徴収体制は、以前は教育総務課と給食センターが協力して徴収業務に当たっていたが、道筋ができたため、現年分については今は給食センターのみで徴収に当たっているとのことであった。しかし、前述のように、この給食費の滞納は給食の内容低下に直結すること、並びに子ども達が卒業後は保護者の納入意識が急激に低下すると考えられることを考えれば、町内でも泊小校区では滞納がほとんど皆無である例を参考にするなど、各学校給食委員会（委員長は PTA 会長）が主体的となり、町教育委員会自体も積極的に関与した体制強化を検討（もちろん個人情報保護には十分に留意する必要があるが）する必要があるのではなかろうか。